



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1003	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1004	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1005	生活保護法による指定介護機関の休止	(").....	2
1006	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
1007	"	(").....	2
1008	かつらぎ町に係る農業振興地域の区域の変更	(農林水産総務課).....	3
1009	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	4
1010	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1011	公共測量の実施	(技術調査課).....	5

○ 監査公表

監査公表第23号	5
----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1003号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年10月24日まで縦覧に供する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成28年8月23日

2 名称

特定非営利活動法人one-s future

3 代表者の氏名

上田頼飛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町丸栖639番地

5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツの普及振興と起業支援という二つの側面から、人々が生涯にわたってスポーツに親しむ環境を作り、また一人ひとりの大切な夢や目標への方向性を導き出す各種の支援事業を行うことで、将来にわたって活力のある地域社会の創生に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1004号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の

規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
配夢株式会社	新宮市緑ヶ丘二丁目1-72	介護センターアオ空	新宮市緑ヶ丘二丁目1-72	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28.4.30

和歌山県告示第1005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23-1	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	田辺市鮎川583-9	通所介護	平成28.3.31

和歌山県告示第1006号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市向副1051	ヘルパーステーション花ごよみ	橋本市清水545-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28.1.12
株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市向副1051	居宅介護支援事業所花ごよみ	橋本市清水545-1	居宅介護支援	平成28.1.12

和歌山県告示第1007号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日

医療法人琴仁会	海南市船尾365	医療法人琴仁会石本病院	海南市船尾365	訪問看護・介護予防訪問看護	平成28.5.1
株式会社葵	田辺市下屋敷町1-78	あおい介護センター梅香丘温泉グループホーム	日高郡みなべ町埴田字見崎1540-67	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成28.8.1
株式会社葵	田辺市下屋敷町1-78	あおい介護センターGH	田辺市下屋敷町1-78	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成28.8.1

和歌山県告示第1008号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、かつらぎ町に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地域名	農業振興地域の区域
かつらぎ地域	<p>かつらぎ町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 大字広口、柏木、大藪、大谷、蛭子、広浦、萩原、窪、移、背ノ山、高田、西渋田、東渋田、寺尾、平沼田、宮本、兄井、三谷、山崎、教良寺、上天野、下天野、星山、星川、御所及び日高の全域</p> <p>(2) 大字平のうち字林、前崎、櫓山、横手、谷原、黒垣内、峯窪、小田尾、萩尾、天ノ河、牛神、岡、大畝町、前畑、上名、中垣内、大峯、下小田平、上小田平、中尾、萩、広畑、西岡、サコノ原、向、中川、上ノ田、下ノ浦及び折登、大字東谷のうち字大向井、迫畑、西岡、中久保、古井、生地、平松、栗林、流谷、高木、森ノ前、宮ノ本、西ノ前、森之本、丸藪、深ヶ、上垣内、坪井、城戸脇、崩之坂、馬場、東垣内、浦見田、西堂ノ前及び小宮、大字滝のうち字大石、下福田、上福田、白岩、下谷、天道畑、分行、下五条谷、上五条谷、南五条谷、北五条谷、上ヶ田、塚尾、大郷、中谷、中尾、西ノ峯、西峯滝、六郎、熊谷、高津、中谷尾、下東尾、小路、西古作及び東古作、大字短野のうち下平、中平、西平、長谷田、東川筋、広野垣内、堂の向、深川、蛸背、東蛸背、弁天谷、前山、シド、下西野、芋谷、上出垣内、上出下、楠迫、中出垣内、下出垣内、堂垣内、谷出、井手口及び鍛冶藪、大字大畑のうち字犬ノ鼻、地嶽谷、中新田、広瀬、霧迫、海迫、西浦溪、大溪、登り尾、杣尾、鍛冶藪、向良、西原、松迫、椎平、東良谷、木敷谷、空山、下日空、上日空、下垣内、藤塔、田西良、小迫、松西、中之越、平及び羽生、大字中飯降のうち字庄三藪、黒谷、深谷、嵯峨山、清智儀、大崩、深萱、高栖、林之谷、丸側、七ッ池、庵ヶ平、花谷山、五ヶ平、北丹生脇、宮ノ奥、大將軍、城山、宮ノ浦、西平ヶ段、東平ヶ段、平ヶ峯、城の下及び上之畑、大字西飯降のうち字萩ノ尾、白田谷、亀伏谷、亀ヶ谷、大伏谷、土ウ化、山ノ谷、シボウトビヤス畑、宮ノ下、宮崎、榎本、寺坂前、西森、西本、東本、筒井、吉田、中垣内、恋井、長谷及び産子山、大字妙寺のうち字へつ原、大明横谷、登り尾、車奥ノ山、西奥ノ山、宝形山、中山、孫太夫山、北山新田、南山新田、東平田、笹ヶ谷、尾鼻、八幡前西、八幡前東、辻田、曾根、那賀良、姥ヶ懐、ウキ田、大道ノ上、大道ノ下、茶屋ノ元、中小路、風呂ノ谷、六反田、西畠田、井出谷西原、駿河ノ段、亀伏山、シユケ平東、シユケ平西及び奥宝形山、大字丁ノ町のうち字大鳥居西原、小黒谷西原、深作東原、深作西原、黒畑、朋輩谷、イチゴ谷、東野尻、西野尻、桧谷筋、長尾、大鳥居南原、大鳥居、奥大明、東宝形、岩ノ奥、小黒谷、笹ヶ谷、西宝形、口大明、東平、西平、上ノ平、山添、窪り、北鳥居田、南鳥居田、八反所、出走り、宮ノ前、川北、上草田、下草田、上ノ前、芝脇、後田、上ノ芝生、鳶ノ尾、池田、上木原、井上、百里、裕、下木原及び千間提、大字佐野のうち字東山、菊井、法田ヶ原、宮ノ奥、西谷、西出前、高瀬、豊田、御所田、塔之壇、高木、栗坪、松ノ浦、竹ノ下、塚本、欠田、上島、島田、浦島、柳畑、古川、上新田、水道ノ内、大柁、紙木畑、分ヶ歩、宮本、西崎及び西山、大字笠田東のうち字北川、北川山、四ッ尾、寒ノ原、黒岩谷、幸柳谷、主花谷、池ノ瀬、堂田、西薬師山、森ノ脇、東薬師山、池尻、白髪元、大川原、中川端、上川端及び折薬師前、大字笠田中のうち字北川、小屋谷、女ノ子、女</p>

ノ子原、滝谷、氏神原、男ノ子、梶子谷、高潰、東山田、社谷、猪ノ谷、古松山、赤坂浦、中尾鼻、溜池、赤坂山、狸尾、後谷、井上原、狐谷、水分、真代山、東谷、樋尻尾、西谷、土居、寺前、大蠅及び下島、大字志賀のうち字百田、野井古、市峠、坪井谷、殿原、道原、富士森、曾田谷、宮城、古田、嶋、向、鳥居川、中ノ坪、内城、山原、中番、入合、日ノ出、西谷、小分、不動、滝之原、大釜、龍王原、高原、牛ノ首、松原、経師、金尾、竹ノ戸、沢山、遂原、峯原、聖本、開キ、箱谷、滝坂、立石、扇平、椿森、赤木奥、赤木西森、東出、田津原、宮ノ原、西ノ坪、麻生津谷、立岩、新城、堀上、田中、田和出、岩滝、下田原及び善坊原、大字新城のうち字杉谷、不動尾、有岡通、西尾、坂本平、岡尾、東谷、天満横手及びユ桶、大字島のうち字戸ノ角、風呂の坂、東垣内、川口、角の口、西垣内、前田、上嶋、宮田坪、水通し、カゲノ井、高尾及び砂原並びに大字神田のうち字池尻、都、堂ノ原、龍王谷及び奥ノ谷の全域

(3) 大字平のうち字七浦、上山、蟻螂及び内所、大字東谷のうち字大久保田、大字滝のうち字東峯滝及び上東尾、大字短野のうち字新林、大字大畑のうち字源谷、大字中飯降のうち字椿森及び東ノ谷、大字妙寺のうち字恋ノ井、四ノ宮及び大井戸尻、大字丁ノ町のうち字外島、針木原、丁通り、大道ノ元、南通及び市原下、大字新田のうち字丁通西、丁通東及び市原浦、大字佐野のうち字迎田、沼及び上平、大字笠田東のうち字北芝、松ノ前及び下川端、大字笠田中のうち字尾崎、芝崎、出口、的場及び上島、大字志賀のうち字山ノ神、大字新城のうち字横尾、横谷、中尾、中山、落合、湯子川口、横手、垣内平、赤滝、垣内谷口、滝谷及び島田通、大字島のうち字川底並びに大字神田のうち字一ツ橋、下所、三沢、東山、南谷、後谷、北山及び西山の一部に該当する当該大字の区域

和歌山県告示第1009号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年8月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月15日まで縦覧に供する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第52号	伊都郡九度山町入郷字中新田314-3外2筆

和歌山県告示第1010号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1011号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成28年7月29日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域 紀の川直轄管理区間（和歌山県和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、伊都郡かつらぎ町及び九度山町の一部）

監査委員告示

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年7月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月2日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成28年7月27日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成27年度末で約3,528万円となり、前年度に比し約262万円増加している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、受払ごとの現物確認及び複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 競争入札が不調となり随意契約を行った業務委託において、初回の入札時の予定価格を変更していたため、適正に処理されたい。

(エ) 患者宛での請求書により過誤払をし、戻入していた。また、旅費別途支給の旅費を誤って支出し、戻入していたため、今後このようなことがないよう、併せて適正に処理されたい。

(オ) 収入調定票兼振替伝票において次の事例があったので、適正に処理されたい。

- (1) 調定額を訂正していた。
- (2) 決裁権者の押印が漏れていた。

(カ) みなし償却制度が平成26年度で廃止されたことに伴う受贈財産等に係る移行処理が行われていないものがあったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県工業用水道事業会計

消耗品費の支出において、検収の記載が漏れていたので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、西浜工業団地で4,209㎡、橋本工業団地で4,746㎡の売却を行っているが、平成27年度末現在、未処分地が509,149㎡（事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 検討事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

病院用土地の一部が現況道路敷となっているので、適切な財産管理について検討されたい。

(4) 各事業会計について、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。